



国有林改正法成立

じゅもくさいしゅけん
～樹木採取権制度などの導入へ～

令和元年6月5日に、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が可決され、成立しました。来年4月1日に施行され、「樹木採取権制度」など新たな取組がスタートします。

1 新制度導入の背景

国内の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えています。この森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことで、先人の築いた貴重な資産を継承・発展させることが、これからの森林・林業政策の主要課題となっています。こうした課題に対応するため、経営管理が不十分な民有林を都道府県が公表する民間事業者（いわゆる「意欲と能力のある林業経営者」）に集積・集約化する、森林経営管理制度が今年4月からスタートしました。

この森林経営管理制度を円滑に実施し、制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要となります。そのためには、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から、長期・安定的に、林業経営者が樹木を採取できるような措置することが有効です。また、森林資源が充実する中で、川上から川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う、非住宅建築物の木造化・木質化等、新たな木材需要の開拓に資する取組を促進していく必要があります。

このような認識の下、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、現行の入札による方法に加え、国有林野の一定区域において、国有林野の公益的機能の維持増進や地域の産業振興等に配慮した上で、木材の需要者と連携する事業者が、一定期間・安定的に樹木を採取できる権利を創設するとともに、併せて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携により木材の安定供給を確保する環境整備を行うため、今回の法改正を行いました。

2 国有林野の管理経営に関する法律の改正の概要

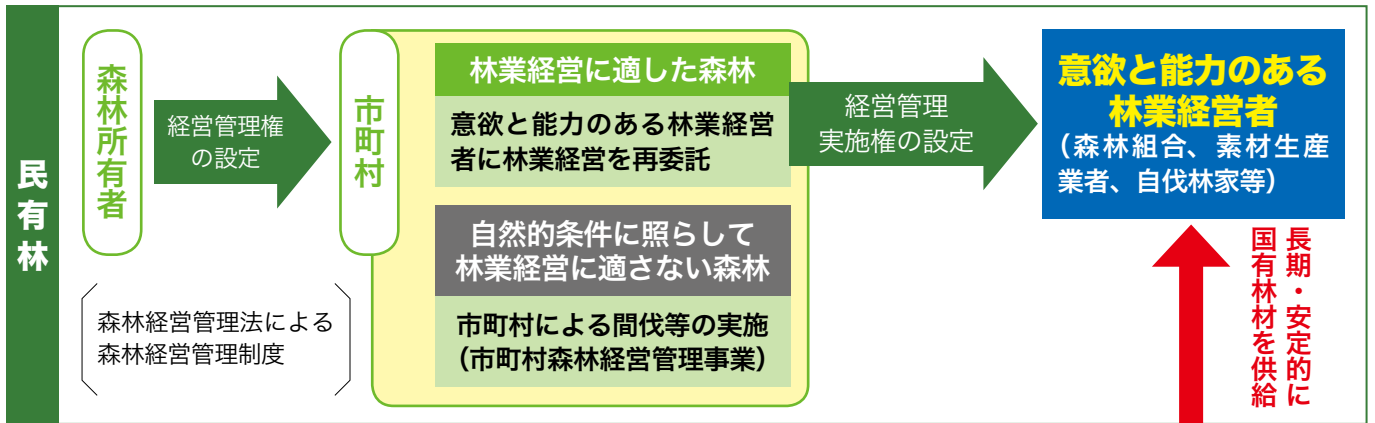
～樹木採取権制度の創設～

① 樹木採取区の指定

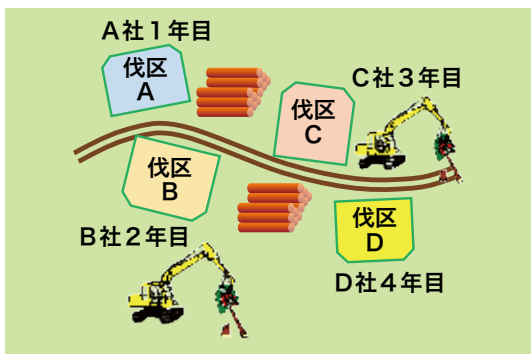
農林水産大臣（以下「大臣」）は、効率的かつ安定的な林業経営の



森林経営管理制度の円滑な実施を支援していくための国有林の取組

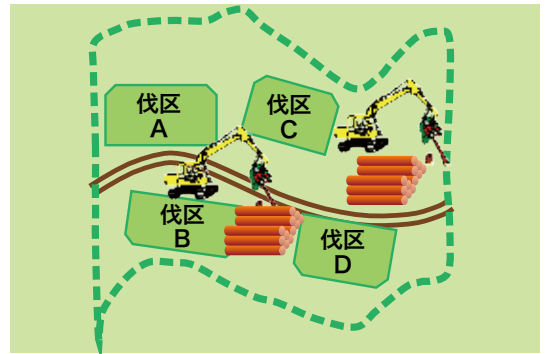


① 現行の仕組み (引き続き実施)



- ・ 毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定
- ※ 立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面積 (2015年農林業センサス) は約 20ha (年間 6千㎡程度の素材生産量に相当)

② 追加する仕組み (今後の供給量の増加分の一部で実施)



- ・ 立木を一定期間、安定的に伐採できる権利 (地域の意欲と能力のある林業経営者が対応可能な数百 ha・年間数千㎡程度の素材生産量を想定) を設定
- ※ 現行の国有林の伐採のルールを厳守
- ※ 長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

①を基本とした上で、②を追加

国有林

③ 事業の実施
 (1) 樹木採取権実施契約の締結
 樹木採取権の設定を受けた者 (樹木採取権者) は、事業の開始

【樹木採取権】
 樹木採取権は、樹木採取区に生育している樹木を、一定の期間、安定的に採取する権利です。樹木採取権は物権とみなし、その存続期間は五十年以内としています。なお、運用では地域の産業の振興への寄与の観点から、地域の意欲と能力のある林業経営者が対応可能な基本的な期間・規模として十年間・数百ha、年間数千㎡程度の素材生産量を想定しています。また、樹木採取権の設定を受ける者は、設定の対価として権利設定料を納付します。

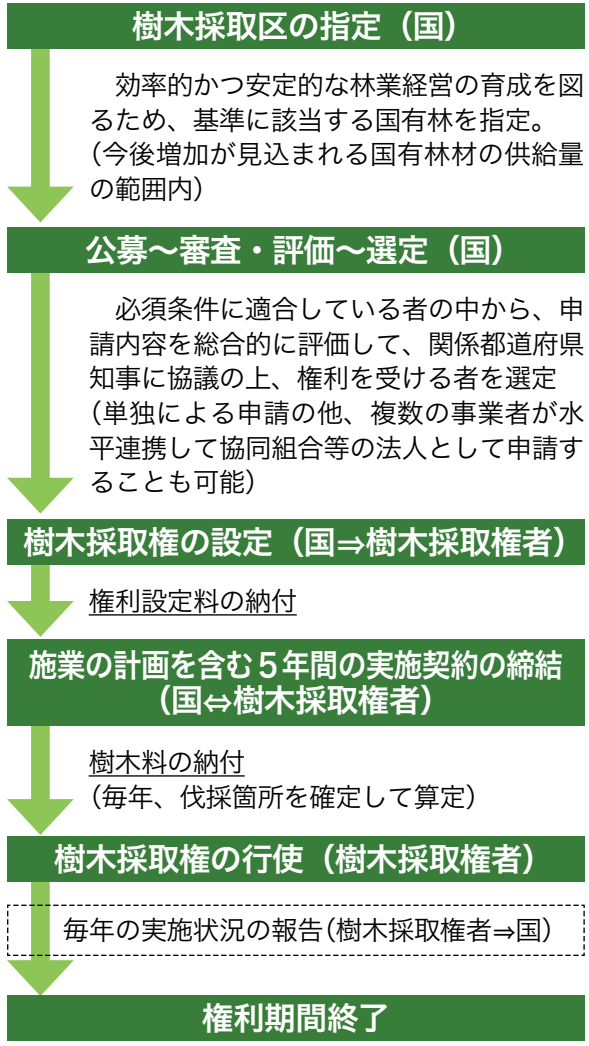
大臣は、応募者のうち基準に適合する者の中から、③(1)の樹木料の算定の基礎となる申請額、事業の実施体制、地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案し、関係都道府県知事に協議の上、樹木採取権の設定を受ける者を選定します。

大臣は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。
 樹木採取権の設定を受ける者の必須条件として、「森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること」や「民有林からの供給を圧迫しないため、木材利用事業者等(川中事業者)及び木材製品利用事業者等(川下事業者)との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること」等の基準に適合していなければなりません。

② 樹木採取権の設定を受ける者の公募・選定
 大臣は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。
 樹木採取権の設定を受ける者の必須条件として、「森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること」や「民有林からの供給を圧迫しないため、木材利用事業者等(川中事業者)及び木材製品利用事業者等(川下事業者)との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること」等の基準に適合していなければなりません。



樹木採取権制度における事業実施の基本的な流れ



- ・ 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林
- ・ 国有林と民有林に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであること 等の基準に該当する必要

(必須要件)

- ・ 意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)又は同等の能力を有する者
- ・ 川中事業者、川下事業者と連携する者 等

(総合的な評価の項目例)

樹木料の申請額、事業の実施体制(同種事業の実績等)、地域の産業の振興に対する寄与(雇用の増大等) 等

- ・ 大臣が樹木採取区ごとに定める基準や地域管理経営計画に適合する必要

公益的機能の確保の観点から、現行の国有林のルールを厳守

(例)

- ・ 一箇所当たりの皆伐面積の上限(概ね5ha)
- ・ 尾根や溪流沿いへの保残帯(概ね50m以上)の設置 等

- ・ 樹木採取権者は伐採と一体的に植栽を実施。

- ・ 必要に応じて、定期報告に加え、国から樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示。重大な契約違反や指示に従わない場合は権利を取消し。

① 木安法の事業計画の作成者に、川上事業者として意欲と能力のある林業経営者など森林施業の集約化を行おうとする者を

② 概要
(1) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(木安法)の改正

3 木材の安定取引に取り組む事業者に対する金融上の措置

④ 樹木の採取跡地における植栽

採取跡地における植栽については、国が責任を持って行うこととなりますが、採取跡地において伐採と植栽を一体的に行うことによる植栽の効率的な実施のため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に、植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとしています。そのため、公募の際に植栽作業を行うことを提示し、それに応じた者から樹木採取権者を選定します。このことにより再造林が適切に行われることとなります。

② 報告、指示、樹木採取権の取消し

大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わないときは権利を取り消すことができます。

また、大臣は、樹木採取権者が国有林の伐採のルールに適合しない伐採を行うなど、実施契約に定められた事項に重大な違反があったときは、樹木採取権を取り消すことができます。

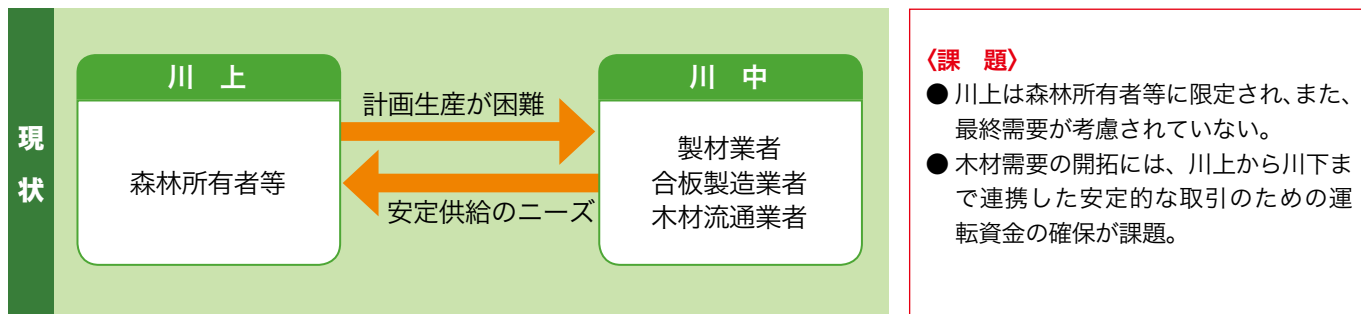
前に、大臣と具体的な施業の計画(採取する箇所、面積、採取方法等)や、川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む樹木採取権実施契約(以下「実施契約」)を五年ごとに締結することとなります。実施契約は、公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールに則り、大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合する必要があります。また、樹木を採取する前に樹木料を国に納付する必要があります。





木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正概要

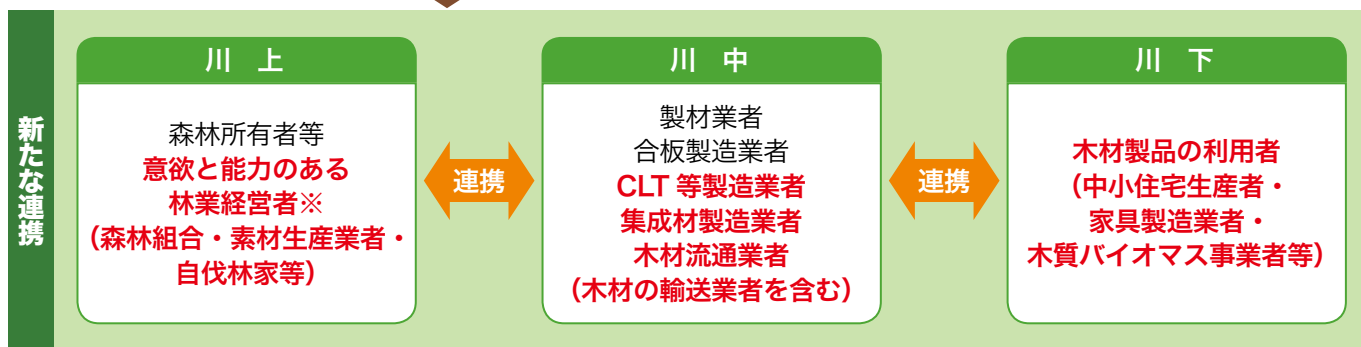
意欲と能力のある林業経営者（森林組合・素材生産業者・自伐林家等）の育成を図るため、川上から川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う、CLT等の活用や非住宅建築物の木造化・木質化など、新たな木材需要の開拓に資する取組を支援する仕組みを導入。



〈課題〉

- 川上は森林所有者等に限定され、また、最終需要が考慮されていない。
- 木材需要の開拓には、川上から川下まで連携した安定的な取引のための運転資金の確保が課題。

* 赤字の主体が加わったサプライチェーン上の連携を支援



※ 国有林において樹木採取権の権利設定を受けようとする者を含む。

連携した取組に対し、融資制度の拡充等、事業者への資金供給の円滑化を図る仕組み（計画認定者への債務保証及び低利の資金融通）を措置

4 新しい制度の導入に向けて

- 加え、中小住宅生産者等の川下事業者を新たに位置付けます。また、任意で定められる促進措置の実施者に、木材輸送事業者を加えます。
- ② 川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（事業計画）を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金（信用基金）による金融上の措置（債務保証及び低利の資金融通）を講じます。
- ③ ①②の措置を、信用基金の目的規定に位置付けるとともに、当該措置を同基金の業務として追加します。



今回の法律改正については、令和2年4月1日が施行となりますが、国有林における樹木採取区の指定については、当面10箇所程度をパイロット的に行っていく考えです。今年度においては、権利の設定を受けた事業者が確実な事業量の見通しを得て、人材や機械への投資により経営基盤が強化されることを通じて、地域の意欲と能力のある林業経営者の育成を図ることができるよう、円滑な運用開始に向けて準備を進めていくこととしています。さらに、パイロット的に指定する樹木採取区における事業の実施を通じて事業者の応募状況や申請の内容、樹木採取権者の事業量拡大など事業の実施状況について検証し、地元自治体等の評価も伺いつつ、区域の規模や権利の期間、事業の要件等が適切か判断し、次のステップにつなげていく考えです。

また、木安法改正により、対象者が拡大する金融措置については、民有林材・国有林材を問わず木材利用のサプライチェーンの構築に資するものと考えています。制度の活用により、川上から川下の事業者や流通を担う事業者の連携によって新たな木材需要が開拓されることが期待されます。